会員規定をよくお読みいただいたうえで、カードをご利用ください。

おきぎんVISAカード

会 員 規 定 集

おきぎんＶＩＳＡカード会員規定……1
個人情報の取扱いに関する重要事項……25
海外預金引出しサービス利用特約……30
おきぎんＶＩＳＡカード保証委託約款……32
個人情報の取扱いに関する同意条項……35
おきぎんキャッシュカードサービス規定……41
おきぎんＩＣキャッシュカード特約……46
生体認証特約……48

おきぎんVISAカード会員規定

第１章【一般条項】

第１条（会員）

1. 株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）に、本規定承認のうえおきぎんＶＩＳＡカード（以下「カード」といいます。）の利用を申込み、当行が適格と認めた方を本会員とします。
2. 本会員が指定した家族で、当行が適格と認めた方１名を限度として家族会員とします。なお、本規定では、本会員と家族会員の両者を会員といいます。
3. 本会員は、家族会員のカード取引による当行に対する一切の債務について、家族会員と連帯して責任を負うものとします。なお、家族会員は、第２条第２項に基づいて貸与された自己のカードに基づく債務について責任を負うものとします。
4. 本会員は、申込時にカード取引を行う普通預金口座（総合口座取引の普通預金を含みます。以下「利用口座」といいます。）を指定するものとします。
5. 会員と当行との契約は、当行が適格と認めたときに成立します。

第２条（カードの種類、貸与および管理）

1. 当行が発行するカードの種類は、「おきぎんＶＩＳＡカード」、「おきぎんＶＩＳＡゴールド」、「おきぎんＶＩＳＡアミティエ」とします。
2. 当行は、会員に希望する種類のカードを貸与します。なお、家族会員にカードを貸与する場合は本会員と同一種類のものとします。
3. 会員はカードが貸与されたときは、直ちにカード裏面署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項（第10条の届出事項の変更をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続きを当行が求めた場合にはこれに従うものとします。
4. カードは、カード表面に表示された会員本人以外使用できません。

また、会員は善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。

5. カードの所有権は当行に属し、会員は他人にカードを貸与、譲渡および質入れする等カードの占有を第三者に移転させること、またはカード情報を使用させることは一切できません。
また、会員は現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。

6. 日本国内にてカードを紛失した場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちに当行所定の書面により利用口座のある店舗に届け出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによるショッピングサービスおよびキャッシングサービスの停止の措置を講じます。

7. 前項の届出の前に、電話による通知があった場合にも前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面により利用口座のある店舗に届出てください。

8. 海外にてカードを紛失した場合、カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、直ちにVISA International Service Association（以下「VISA International」といいます。）に加盟の最寄りの金融機関、クレジットカード会社または利用口座のある店舗に通知するとともに、帰国後すみやかに当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとします。

第３条（保証の委託）

会員は、カード利用による当行に対する一切の債務について、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に保証を委託し、その保証を受けるものとします。なお、保証委託の範囲等については、別途おきぎんＶＩＳＡカード保証委託約款によるものとします。

第４条（サービスの範囲）

1. 会員はカードを利用して、次のサービスを受けることができます。
⑴ 当行および当行が提携した金融機関の現金自動預金機（現金自動入払機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用した利用口座への預入れ。
⑵ 当行および当行が提携した金融機関の現金自動支払機（現金自動入払機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用した利用口座からの払戻し。
⑶ 当行および当行が提携した金融機関の現金自動振込機（現金自動入払機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用した振込資金の利用口座からの振替えによる払戻しおよび振込。
⑷ 第18条第１項に定める加盟店における商品の購入ならびにサービスの提供を受けたことにかかる代金および料金の立替支払い（以下「ショッピングサービス」といいます。）。
⑸ 支払機等による立替え現金払出し（以下「キャッシングサービ

ス」といい、「キャッシング一括」、「キャッシングリボ」により構成されます。)。

⑹ 支払機等による利用口座の当座貸越借入金の払出しおよび預金機による当座貸越借入金の返済（以下「カードローンサービス」といいます。ただし、当行が別に承認した場合に限ります。)。

⑺ その他サービス。

2. 家族会員は、前項⑹を除くすべてのサービスを受けることができます。
3. 会員は、第18条第１項に定める提携VISA各社において自社のクレジットカード会員に対し実施する各種サービスのうち一部受けることのできないサービスがあります。

第５条（カードの利用方法）

1. 会員は預金機、支払機および振込機にてカードを利用する場合は、カード表面に記載されているカード挿入方向に従って、ＩＣカード対応ＡＴＭでのお取引およびクレジットカードのお取引の場合は「キャッシュカード（ＩＣカード対応ＡＴＭ）クレジットカードのご利用」の方向から挿入し、ＩＣカード対応ＡＴＭ以外でのお取引の場合は「キャッシュカード（ＩＣカード対応ＡＴＭ以外）デビットカードのご利用」の方向から挿入し、機能を使い分けるものとします。
2. 会員がカードのデビットカード機能およびクレジットカード機能の両方を使用できる加盟店においてカードを利用する場合には、カードを提示する際に、いずれの機能を利用するかについて当該加盟店に申し出るものとします。
3. 前２項において会員が使用方法を誤った場合に生じる不利益・損害については、会員が負担するものとし、また会員はこの場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第６条（特典および付帯サービス）

1. 当行は会員に対し当行の定めた特典を付与します。特典の内容については、パンフレット等に記載します。
2. 当行は会員に事前に通知することなく、特典の内容を変更または中止する場合があります。
3. 会員は、当行と契約しているサービス提供企業（以下「サービス提供企業」といいます。）が提供する付帯サービスを利用することができます。
4. 付帯サービスの利用にあたっては、サービス提供企業の定める規約等がある場合には、会員はそれに従うものとします。また、カードの種類によっては利用できない付帯サービスがあることをあらかじめ了承することとします。
5. サービス提供企業は会員に事前に通知することなく付帯サービスの内容を変更または中止する場合があります。

第７条（暗証番号）

1. 会員は、当行所定の方法により、カードの暗証番号（４桁の数字）を登録するものとし、預金の預入れ、払戻し、振込に使用する暗

証番号および第18条第１項に定める加盟店に設置の端末機を使用するショッピングサービス、キャッシングサービスに使用する暗証番号をそれぞれ届出るものとします。ただし、会員からの届出がない場合、または当行が暗証番号として不適切と判断した場合には、当行が所定の方法により暗証番号を登録します。

2. 会員は、暗証番号につき生年月日、電話番号、住所等他人から推測されやすい番号の登録は避け、また、会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
3. 会員は、当行所定の方法により暗証番号を変更することができるものとします。ただし、カードの再発行手続きが必要となることがあります。

第８条（暗証番号の照合等）

1. 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が会員に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、日本国内のキャッシングサービスを行います。
2. 当行は、日本国外におけるVISA Internationalに加盟する金融機関、クレジットカード会社が設置し、指定している支払機において、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を当行が確認のうえ、海外キャッシングサービスを行います。
3. 当行は、日本国外におけるVISA Internationalに加盟する金融機関、クレジットカード会社がカードを確認し、カード上の署名とキャッシングサービス請求書類の署名の一致を確認のうえキャッシングサービスを行います。
4. 加盟店に設置の端末機によりカードを確認し、端末機操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、ショッピングサービスを行います。

第９条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、カード表面に月、年、（西暦の下２桁）の順に記載し、当該月の月末日までとします。
2. 有効期限を経過したカードは使用できません。有効期限を経過したカードは、ハサミによる裁断等の処理を施したうえで、会員の責任において廃棄するものとします。
3. カードの有効期限が到来した場合、当行が継続を適当と認めたときは、新たな有効期限を記載したカードを会員に送付します。但し、届出住所宛に当行が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当行が認める場合には、送付を保留することができるものとします。

第10条（届出事項の変更）

1. 会員が届出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、その他の事項（以下総称して「届出事項」という）に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出るものとします。

2. 前項の届出を怠ったために、当行から届出の氏名、住所にあてて通知または送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 当行は、「個人情報の取扱に関する重要事項」第１条第１項に定める利用目的の範囲で、会員のカード利用による当行に対する債権の保全上の必要と認められるときは、当該会員について同条第２項に定める情報を適正な手段で調査、収集、保有ができるものとします。
4. 会員が第31条第１項⑹または⑺に該当すると具体的に疑われる場合には、当行は、会員に対し、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員は、これに応じるものとします。

第11条（年会費）

1. 会員は、当行に対し所定の年会費を毎年１回所定月の10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書なしで利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。なお、支払日に自動引落ができない場合においても、当行は、支払日後いつでも同様の取扱いができるものとします。また、本規定による契約が終了または解約されても年会費は返却しません。
2. 前項の年会費は、当行が必要と定めたときは相当な範囲で変更できるものとし、この場合、当行の店頭または支払機設置場所への掲示等当行所定の方法により会員に通知するものとします。

第12条（偽造カード等によるキャッシングサービスの利用）

偽造または変造カードによる預金の払い戻しおよびキャッシングサービスの利用については、会員または会員の法定代理人の故意による場合または当該払い戻しおよびキャッシングサービスの利用について当行が善意かつ無過失であって会員または会員の法定代理人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
この場合、会員は、当行所定の書類を利用口座のある店舗に提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第13条（カードの紛失・盗難等）

1. 会員は、カードまたはカード情報の紛失・盗難等にあった場合には、当行所定の書類を利用口座のある店舗に提出するものとします。
2. カードまたはカード情報の盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じたキャッシングについては、次のすべてに該当する場合、会員は当行に対して当該キャッシングにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
   ⑴ カードまたはカード情報の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知または届出が行われていること
   ⑵ 当行の調査に対し、会員より十分な説明が行われていること
   ⑶ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難

にあったことが推測される事実として内閣府例で定めるものを示していること

3. 前２項の請求がなされた場合、当該キャッシングが会員の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知または届出が行われた日の30日（ただし、当行に通知または届出することができないやむを得ない事情があることを会員が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該キャッシングにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
ただし、当該キャッシングが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、会員に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。
4. 前３項の規定は、前３項にかかる当行への通知または届出が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正なキャッシングが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
5. 前３項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
⑴ 当該キャッシングが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
① 会員に重大な過失があることを当行が証明した場合
② 会員の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって当該キャッシングが行われた場合
③ 会員が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
⑵ 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合
6. カードまたはカード情報を他人に使用され、キャッシングサービスを利用されたことにより生じた損害で、前号により当行が補てんする以外のものは会員の負担とします。

第14条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行が認めた場合で、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
ただし、カードの偽造、変造等の場合のカードの再発行は、その限りではありません。

第２章【ショッピング・金融サービス条項】

第15条（利用枠）

1. カードの総利用枠は、各本会員につき、本会員および家族会員のショッピングサービスおよびキャッシングサービスの利用代金を合算した未決済残高として管理します。その金額および次項以下の内訳額は、当行が所定の方法により定めるものとします。
2. ショッピングサービスの利用枠（以下「ショッピング利用枠」といいます。）は、本会員と家族会員の利用枠を合算して当行が所定の方法により定めるものとします。また、当行は、ショッピング利用枠の範囲内でリボルビング払い、分割払い（３回以上のものをいう。以下同様）、２回払い及びボーナス一括払いによる「リボ・分割利用枠」を別途定めることができるものとします。
3. 前項の利用枠を超えてリボルビング払いを指定してカードを使用した場合には、原則として超過した金額の全額を１回払いの扱いとして支払うものとします。ただし、当行が適当と認めた場合には、その一部を１回払いの扱いとして支払うものとします。
4. ショッピングサービス利用の際、利用金額、購入商品や提供を受けるサービス、利用状況等の事情によっては当行の承認が必要となります。この場合、会員は、加盟店が当行に対してカードの利用に関する照会を行うことをあらかじめ承認するものとします。なお、当行が会員のカード利用が適当でないと判断したときはカードの利用はできません。
5. キャッシングサービスの利用枠（以下「キャッシング利用枠」といいます。）は、各本会員につき、本会員および家族会員のキャッシングリボ、キャッシング一括の未決済残高の合計額として管理します。その金額は第１項に定める総利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
6. キャッシングリボの未決済残高の利用枠は、前項のキャッシング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
7. キャッシング一括の未決済残高の利用枠は、第５項のキャッシング利用枠の内枠として当行が所定の方法により定めるものとします。
8. 日本国外におけるキャッシングサービスによる利用枠は第２項に定めるショッピング利用枠の範囲内で当行が所定の方法により定めるものとします。
9. 会員は、利用枠を超えてカードを利用した場合においても当然に支払義務を負うものとします。
10. 当行は、本条に定める利用枠の金額は、会員に通知することなく増額できるものとします。また、会員が増額を希望する場合は、当行所定の方法により申込むこととし、当行が適当と認めたときに増額するものとします。
11. 本条に定める利用枠は、会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当行が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
    ⑴ カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合
    ⑵ 会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ当行が必要と認めた場合

第16条（複数枚カード保有における利用枠）

会員が、当行の発行するカードを複数枚所持している場合のカード利用枠は、それぞれのカードごとの合計額ではなく、それらのカードを合算して第15条第１項に定めた金額以内とします。

第17条（手数料の料率、利率の変更）

リボルビング払い、分割払いの手数料の料率およびキャッシングサービスの利率は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、変更することがあります。この場合、当行から手数料の料率、利率の変更を通知した後は、リボルビング払い、キャッシングサービスの利用残高に対し、また分割払いについては変更後の利用分から、変更後の手数料の料率、利率が適用されるものとします。

第18条（ショッピングサービス）

1. 会員は、VISA Internationalに加盟の金融機関またはクレジットカード会社等（以下「提携VISA各社」という。）と契約した日本国内および国外の加盟店（以下「加盟店」という。）にカードを呈示し、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うことによりショッピングサービスを受けることができます。なお、売上票への署名にかえて、加盟店に設置されている端末機でカードおよび登録されている暗証番号を操作すること、またはＩＣチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ＩＣチップでのご利用の場合）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当行が適当と認める方法によって同様のサービスを受けることができます。
2. 前項の定めにかかわらず、当行が通信販売、カタログ販売等特殊な方法を定めた場合は、その方法によるものとします。この場合には、カードの呈示、署名等を省略することができるものとします。
3. 前２項により会員が加盟店に支払うべき代金および料金は、加盟店および提携VISA各社からの請求に基づき当行が所定日までの間、会員の委託により立替支払いします。
4. 前項において提携VISA各社は加盟店から、会員の利用により生じた加盟店の会員に対する債権の譲渡を受ける場合があります。この場合、会員は加盟店、提携VISA各社からの通知または承認の請求を省略して譲渡されることを予め承諾するものとします。
5. 会員のショッピング利用に際して、利用金額、購入商品・権利、提供を受ける役務によっては当行の承認が必要になります。この場合、会員は加盟店が当行に対してショッピング利用に関する照会を行うことを予め承認するものとします。その際、当行が会員本人の利用であることを確認することがあります。
6. 当行は、会員のショッピング利用が適当でないと判断した場合、または約定支払日に支払われなかった場合は、ショッピング利用を断ることがあります。また貴金属、金券類等の一部の商品については、ショッピング利用を制限することがあります。
7. 商品の所有権は、当行が加盟店に対して立替払いをしたとき、または加盟店から当行に債権が譲渡されたときに当行に移転し、

ショッピング利用代金の完済まで当行に留保されることを会員は承認します。

8. 会員は、カードの利用により購入した商品またはサービス等を加盟店との合意によって取消す場合、その代金および料金は当行所定の方法により精算するものとします。

第19条（ショッピング利用代金の支払区分）

1. ショッピング利用代金の支払区分は１回払い、２回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、支払回数が３回以上でかつ当行所定の支払回数の分割払い（以下「分割払い」という。）のうちから、会員がショッピング利用の際に指定するものとします。ただし、２回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払い、分割払いは、一部の加盟店で指定できない場合、ボーナス一括払いは指定できない期間がある場合があります。なお、２回払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いおよび分割払い取扱加盟店において会員が支払区分を指定しなかったときは、すべて１回払いを指定したものとして取り扱われます。また、リボルビング払い、分割払いを指定した場合でも、利用したカードを解約したときは、１回払いとして取り扱われることがあります。
2. 前項にかかわらず、会員は、次の方式で、ショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払い、分割払いに指定することができます。ただし、いずれの場合でも、キャッシングサービス、カードローンサービス、その他当行が指定するものには適用されません。
   (1) 本会員が申し出、当行が認めた場合、以後のショッピング利用代金の支払いをすべてリボルビング払いとする方式。ただし、会員がカード利用の際に２回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定したときは、当該ショッピング利用代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、１回払いとなることがあります。
   (2) 日本国外に所在する加盟店（これに準ずるものを含む。）でのショッピング利用代金について、事前に本会員が申出て当行が適当と認めた場合に、以後の支払いをすべてリボルビング払いとする方式。
   (3) カードの利用の際に１回払い、２回払い、ボーナス一括払いを指定したショッピング利用代金の支払区分について、本会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申し出を行い、当行が適当と認めたときに、当該代金（２回払いは利用額の全額）をリボルビング払い、分割払いに変更する方式。その場合、１回払い、２回払いからの変更のときは、カード利用の際にリボルビング払い、分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更のときは、ボーナス一括払いの支払日の締切日にリボルビング払い、分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申し出があった後で、ボーナス一括払いの支払日の締切日までに会員資格の取消しがあったときは、支払区分変更の申し出はなかったものとします。

⑷ 支払日の前月22日以降に、前項により支払区分の変更を行ったショッピング利用代金については、事務上の都合により、利用時の支払方法に応じた各締切日の翌月15日を締切日とみなして取り扱われます。

第20条（代金等の支払い）

1. ショッピングサービス、第25条および第26条に定めるキャッシングサービスによる会員の当行に対する債務の締切日は、毎月15日とし、翌月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に通帳および払戻請求書なしで本会員の利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、支払日等について別に定めがある場合は、その定めに従うものとします。なお、事務上の都合により支払日は翌々月以降の10日（同前）になることがあります。
2. ２回払いは、ショッピング利用代金の半額（端数が生じた場合は、初回分に算入します。）を、締切日の翌月と翌々月の支払日に支払うものとします。ボーナス一括払いの締切日は、毎年７月15日、12月15日とし、それぞれ翌月の支払日に支払うものとします。
3. 本会員または家族会員が、本規定に違反してカードを利用した場合ならびに本規定に定める以外の方法によりカードを利用した場合でも本会員は支払いの責を負うものとし、その利用代金および料金の支払いは前２項と同様とします。
4. 会員の日本国外におけるショッピングサービスおよびキャッシングサービスの利用代金および料金については、外貨額を円貨に換算した金額を第１項の定めにより支払うものとします。円貨への換算には、VISA Internationalで売上処理した時点のVISA Internationalが適用した交換レートに当行の海外取引に係わる事務処理など所定の費用分として、1.63％を加算したレートを適用するものとします。
   ただし、日本国外におけるキャッシングサービスについては、海外取引に係わる事務処理など所定の費用分は加算しておりません。
5. 当行は、第１項および第２項の債務の支払金額をご利用代金明細書により通知いたします。また、第１項および第２項の債務が年会費のみの場合は、ご利用代金明細書の発行を省略することができるものとします。
6. 会員の当行に対する弁済期の到来している債務について、当行は随時、支払いを受けることができるものとします。また、弁済期の到来しているショッピングサービスによる債務とキャッシングサービスによる債務の合計額が利用口座の預金不足等により引落しできないときは、そのいずれに充当するかは当行の任意とします。ただし、ショッピングサービスによる債務と、日本国内におけるキャッシングサービスによる債務のいずれの債務にも充当できないときは、その債務の一部の引落しはいたしません。

第21条（リボルビング払い）

1. リボルビング払いは、次のいずれかの方法で指定するものとします。
   ⑴（お店でリボ）：カード利用の都度リボルビング払いを指定する

方法。

⑵（マイ・ペイすリボ）：本会員が事前に申出て当行が適当と認めた場合において、あらかじめカードショッピング代金の支払区分を全てリボルビング払いにする方法。ただし、会員がカード利用の際に２回払い、ボーナス一括払い、分割払いを指定した場合は、当該カードショッピング代金の支払区分はカード利用の際に指定した支払区分となります。また、当行が指定する加盟店で利用した場合には、１回払いとなることがあります。

⑶（あとからリボ）：カード利用の際に１回払い・２回払い（１回目の支払期日の締切日前）･ボーナス一括払いを指定したカードショッピング代金の支払区分について、当行が適当と認めた会員が、当行が定める日までに支払区分変更の申出を行ない、当行が適当と認めた場合に、当該代金（２回払いは利用額の全額）をリボルビング払いに変更する方法。その場合、手数料・支払金額等については、１回払い・２回払いからの変更の場合は、カード利用の際にリボルビング払いの指定があったものとして取扱うものとし、ボーナス一括払いからの変更の場合は、ボーナス一括払いの支払期日の各締切日にリボルビング払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。

2. 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、支払いコースを指定した際に指定した金額（５千円、または、１万円以上１万円単位。「おきぎんＶＩＳＡゴールド」の場合は１万円以上１万円単位。ただし、締切日の残高が弁済金に満たないときはその金額）または当行が適当と認めた金額に、毎月の締切日時点のリボルビング払いの未決済残高に応じて第３項に定める手数料を加算して、翌月の支払期日に支払うものとします。また、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額弁済金を加算した額を支払う方法とすることができます。なお、当行が定める日までに当行所定の方法で本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、弁済金（毎月支払額）を増額若しくは減額できるものとします。

3. お店でリボおよびあとからリボの毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払い未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日で日割計算した金額を１ヵ月分とし、翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。なお、あとからリボの場合、変更前の各支払区分の最初の支払期日の締切日の翌日から手数料計算の対象といたします。

マイ・ペイすリボの毎月の手数料額は、毎月の締切日までの日々のリボルビング払いの未決済残高（付利単位100円）に対し、当行所定の手数料率により年365日で日割計算した金額を１ヵ月分として翌月の支払期日に後払いするものとします。ただし、利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は手数料計算の

対象としません。
4. 本会員は、別途定める方法により、リボルビング払いにかかる債務の全部または一部を繰上げて返済することができます。
5. 第18条第８項に定めるカード利用後の取消の場合、取消日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消にかかわらず第３項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第22条（分割払い）
1. 分割払いは次の方法で指定するものとします。
⑴ カード利用の都度分割払いを指定する方法
⑵ カード利用の際に１回払い・２回払い（１回目の支払期日の締切日前）・ボーナス一括払いを指定した後に当該代金（２回払いは利用額の全額）を分割払いに変更する方法。この方法は、当行が適当と認めた会員が、当行が定める日までに支払区分の変更の申出を行い当行が適当と認めた場合にのみ利用できるものとします。その場合、手数料・分割支払額等については、１回払い・２回払いからの変更の場合は、カード利用の際に分割払いの指定があったものとして取扱うものとし、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とし、ボーナス一括払いからの変更の場合はボーナス一括払いの支払期日の各締切日に分割払いの指定があったものとします。なお、ボーナス一括払いからの変更申出があった後で、ボーナス一括払いの支払期日の締切日までに会員資格の取消しがあった場合は、支払区分変更の申出はなかったものとします。
⑶ 分割払いの指定をした後、第１回の支払前であれば前号の場合に準じて支払回数、ボーナス併用分割払いへの変更ができるものとします。
2. 分割払いの支払回数、実質年率、分割払手数料は別表の通りとします。ただし、加盟店により指定できない回数があります。また24回を超える支払回数は当行が適当と認めた場合のみ指定できます。なお、ボーナス併用分割払いの場合、実質年率が別表と異なることがあります。
3. 分割払いの場合のカードショッピングの支払総額は、カード利用代金に前項の分割払手数料を加算した金額とします。また、分割支払額は、カードショッピングの支払総額を支払回数で除した金額（端数は初回算入）とし、翌月の支払期日から支払うものとします。
4. ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は１月・８月とし、最初に到来したボーナス支払月から支払うものとします。この場合、ボーナス支払月の加算総額は１回当りのカードショッピング利用代金の50％とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、各ボーナス支払月の加算金額は1,000円単位とし、端数は最初に到来したボーナス支払月に算入）し、その金額を月々の支払金に加算して支払うものとします。また、当行が指定した加盟店においては、ボーナス支払月を夏期６月・７月・８月、冬期12月・１月・２月のいずれか、ボーナス支払月の加算総額を１回当りのカードショッピング利用代金の50％以内で指定することができます。
5. 本会員は、別途定める方法により、分割払いにかかる債務を一括

して繰上げて返済することができます。この場合、会員が当初の契約の通りにカードショッピングの分割支払額の支払いを履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法またはそれに準ずる当行所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当行所定の割合による金額の払戻しを当行に請求できます。

6. 第18条第８項に定めるカード利用後の取消しの場合、取消し日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、取消しにかかわらず第２項に定める手数料が発生し、会員はこれを支払うものとします。

第23条（見本・カタログなどと現物の相違）

会員が見本、カタログなどにより申込みをした場合において引渡され、または提供された商品、権利、役務が見本、カタログなどと相違しているときは、会員は加盟店に商品等の交換、または再提供を申出るか、または当該売買契約もしくは提供契約を解除することができるものとします。

第24条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、加盟店から購入した商品、権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、会員は、リボルビング払い、分割払い、２回払い及びボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対し当該事由の存する商品等について支払いを停止することができます。但し、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。
   ⑴ 商品等の引渡し、提供がなされないこと。
   ⑵ 商品等に破損、汚損、故障、その他瑕疵があること。
   ⑶ その他商品等の販売、提供について加盟店に対して生じている抗弁事由があること。
3. 当行は、会員が前項の支払停止を行う旨を当行に申出るときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
4. 会員は、前項の申出をするときはあらかじめ第２項の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
5. 会員は、第３項の申出をしたときは、速やかに第２項の事由を記載した書面（資料がある場合には資料添付のこと。）を当行に提供するよう努めるものとします。また当行が第２項の事由について調査するときは、会員はその調査に協力するものとします。
6. 第２項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできないものとします。
   ⑴ 商品等の購入もしくは受領が会員にとって営業のため若しくは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき。
   ⑵ リボルビング払いの場合で、１回のカード利用にかかる現金価格が３万８千円に満たないとき。

⑶ 分割払い、２回払い及びボーナス一括払いの場合で、１回のカード利用にかかる支払総額が４万円に満たないとき。
⑷ 会員が日本国外においてカードを利用したとき。
⑸ 会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき。

7. 会員は、当行がショッピング利用代金の残額から第２項による支払いの停止額に相当する金額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用代金の支払いを継続するものとします。
8. 本条に定める条項は、既払金の返還の請求を認めるものではありません。

第25条（キャッシングサービスの取引を行う目的等）

1. 本会員は、当行および国内の金融機関等が設置している所定のVISA標識のある支払機（以下「VISA支払機」という。）および提携VISA各社が指定した日本国外の支払機（以下「提携支払機」という。）を使用して、カードにより生計費資金とすることを取引を行う目的として当行からキャッシングサービスを受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。
なお、家族会員がキャッシングサービスを利用した場合、当該家族会員は本会員の代理人としてキャッシングサービスを受けたものとみなします。
2. 提携支払機の取扱いは、当該支払機を設置した提携VISA各社の定めによるものとします。
3. 本会員は、日本国外で提携VISA各社が指定する取扱窓口にカードを呈示し、提携VISA各社所定の伝票に会員自身が署名することにより当行からキャッシングサービスを受けることができます。
4. キャッシングサービスは、「キャッシング一括」、「キャッシングリボ」により構成されます。
5. キャッシング一括を利用した場合、元利一括返済とし、当行所定の利率で年365日の日割計算による金額をキャッシング手数料として元金とともに第20条第１項に定める支払日に支払うものとします。

第26条（キャッシングリボの取引を行う目的等）

1. 会員は、キャッシングリボの利用枠の範囲内で、生計費資金とすることを取引を行う目的として繰り返し利用できます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。
2. キャッシングリボの返済方法は毎月元利定額返済とします。毎月の返済額は会員があらかじめ届出るものとします。ただし、本会員が希望し当行が適当と認めた場合は、返済額を変更し、またはボーナス月増額返済によることができるものとします。
3. 本会員の信用状態が悪化したと認められる場合、当行が定める本人確認手続きが完了しない場合等当行が必要と認めた場合には、当行はいつでもキャッシングリボの利用枠の金額を減額できるものとします。
4. 本会員は、キャッシングリボの立替え払い金に対し、当行所定の

利率（付利単位100円）による利息を支払うものとします。毎月の利息額は、毎月の締切日までの日々の利用残高に対し年365日で日割計算した金額を１ヵ月分とし、第20条第１項に定める支払日に支払うものとします。

5. キャッシングリボの返済は、返済元金と前項の経過利息の合計として当行が指定した金額を第20条第１項に定める支払日に支払うものとします。
6. 本会員は、別途定める方法により、キャッシングリボの利用残高の全額または一部を繰り上げて返済することができます。

第27条（普通預金の預入れおよび払戻し）

会員はおきぎんＩＣキャッシュカード規定およびおきぎん生体認証規定により、利用口座の普通預金の預入れおよび払戻しをすることができます。

《リボルビング払いについて》

● 毎月の元金支払額（元金定額方式）
５千円、１万円以上１万円単位にご指定いただきます。ただし、「おきぎんＶＩＳＡゴールド」の場合は１万円以上１万円単位とします。

※リボルビングご利用残高がご指定の元金支払額に満たないときは、その元金と手数料の合計額をお支払いいただきます。

● リボルビング払いの手数料の料率
実質年率15.00％（年365日の日割計算）

● 手数料計算式
リボルビング払い残高×手数料の料率×手数料計算期間（日）÷365日

● リボルビング払いの手数料計算期間

1.「お店でリボ」、「あとからリボ」の場合
利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としません。
締切日の翌日から翌月の締切日までを１ヵ月分とし、翌々月の支払期日に後払いするものとします。
初　回：手数料計算の対象外
２回目：最初に到来する締切日の翌日から２回目の締切日まで
３回目以降：前月の締切日の翌日から締切日まで

2.「マイ・ペイすリボ」の場合
利用日から起算して最初に到来する支払期日までの期間は、手数料計算の対象としません。
支払期日の翌日から締切日までの期間の手数料を翌月の支払期日に後払いするものとします。
締切日の翌日から翌月の締切日までを１ヵ月分とし、翌々月の支払期日に後払いするものとします。
初　回：手数料計算の対象外
２回目：最初に到来する支払期日の翌日から締切日まで
３回目以降：前月の締切日の翌日から締切日まで

● お支払い例

1.「お店でリボ」、「あとからリボ」の場合

３月１日に５万円（消費税込み）のご利用をされた場合

〈手数料の料率15.00％、「元金定額（１万円コース）」を選択された場合〉

① 第１回目お支払い（４月10日）

・元金支払額　10,000円

・手数料　0円

・弁済金　10,000円

・お支払い後残高　50,000円－10,000円＝40,000円

② 第２回目お支払い（５月10日）

・元金支払額　10,000円

・手数料

50,000円×15.00％×26日（３月16日～４月10日）÷365日

＋40,000円×15.00％×５日（４月11日～15日）÷365日

＝616円

※支払期日をまたぐので元本が途中で変ります。

・弁済金　10,616円

・お支払い後残高　40,000円－10,000円＝30,000円

③ 第３回目お支払い（６月10日）

・元金支払額　10,000円

・手数料

40,000円×15.00％×25日（４月16日～５月10日）÷365日

＋30,000円×15.00％×５日（５月11日～15日）÷365日

＝471円

・弁済金　10,471円

・お支払い後残高　30,000円－10,000円＝20,000円

2.「マイ･ペイすリボ」の場合

９月１日に５万円（消費税込み）のご利用をされた場合

〈手数料の料率15.00％、「元金定額（１万円コース）」を選択された場合〉

① 第１回目のお支払い（10月10日）

・元金支払額　10,000円

・手数料　0円

・弁済金　10,000円

・お支払い後残高　50,000円－10,000円＝40,000円

② 第２回目お支払い（11月10日）

・元金支払額　10,000円

・手数料

40,000円×15.00％×5日（10月11日～15日）÷365日

＝82円

・弁済金　10,082円

・お支払い後残高　40,000円－10,000円＝30,000円

③ 第３回目お支払い（12月10日）

・元金支払額　10,000円

・手数料

40,000円×15.00％×26日（10月16日～11月10日）÷365日

＋30,000円×15.00％×５日（11月11日～15日）÷365日

＝488円

※支払期日をまたぐので元本が途中で変ります。

・弁済金　　10,488円

・お支払い後残高　　30,000円－10,000円＝20,000円

《分割払いについて》

● 分割払いの支払回数、支払期間、手数料の料率（実質年率）、分割係数

支払回数	1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	30回	36回	ボーナス一括
支払期間	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	10ヵ月	12ヵ月	15ヵ月	18ヵ月	20ヵ月	24ヵ月	30ヵ月	36ヵ月	1～6ヵ月
手数料の料率(実質年率)	0.00%	0.00%	12.00%	13.25%	13.75%	14.25%	14.50%	14.75%	14.75%	14.75%	14.75%	14.75%	14.50%	0.00%
分割係数	0.00%	0.00%	2.01%	3.35%	4.02%	6.70%	8.04%	10.05%	12.06%	13.40%	16.08%	20.10%	24.12%	0.00%

※加盟店により、上記支払回数がご指定いただけない場合があります。

● 分割払いのお支払例

３月１日に５万円（消費税込み）の商品を５回払いでご購入された場合

① 上表に基づく手数料総額（目安）
50,000円×3.35％＝1,675円

② 上表に基づくお支払い総額（目安）
50,000円＋1,675円＝51,675円

③ 毎月のお支払額（分割支払金）
51,675円÷5回＝10,335円
（元利均等残債方式により、最終回の支払額は端数調整します。）

④ 初回お支払い（４月10日）

・分割支払金　　10,335円

・内手数料額
50,000円×13.25％×26日（３月16日～４月10日）÷365日
＝471円

・内元金　　10,335円－471円＝9,864円

・支払後残元金　　50,000円－9,864円＝40,136円

⑤ 第２回目お支払い（５月10日）

・分割支払金　　10,335円

・内手数料額
40,136円×13.25％×30日（４月11日～５月10日）÷365日
＝437円

・内元金　　10,335円－437円＝9,898円

・支払後残元金　　40,136円－9,898円＝30,238円

⑥ 第３回目お支払い（６月10日）、第４回目お支払い（７月10日）
第２回目お支払いと同様の計算をします。

⑦ 最終回お支払い（８月10日）

・支払後残元金　　10,128円

・手数料額
10,128円×13.25％×31日（７月11日～８月10日）÷365日
＝113円

・分割支払金　　10,241円

■以上により、分割支払金の内訳は次表のとおりとなります。

支払回数		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	合計
分割支払金		10,335円	10,335円	10,335円	10,335円	10,241円	51,581円
	内手数料額	471円	437円	340円	220円	113円	1,581円
	内元金分	9,864円	9,898円	9,995円	10,115円	10,128円	50,000円
支払後残元金		40,136円	30,238円	20,243円	10,128円	0円	－

《キャッシングサービスについて》

●キャッシングリボ・キャッシング一括のご利用方法

	本会員		家族会員	
	キャッシングリボ	キャッシング一括	キャッシングリボ	キャッシング一括
当行が指定するＡＴＭ等で暗証番号を入力して所定の操作をし、直接現金を受領する方法	○	○	○	○
「キャッシングもあとからリボ」の申込みを行ない、キャッシング一括の借入金をキャッシングリボへ変更する方法	○	－	○	－

●キャッシングリボ・キャッシング一括の返済方法・回数、利率等

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシングリボ	元利定額返済 ボーナス月増額返済あり	利用残高および返済方法に応じ、元金と利息を完済するまでの期間、回数。利用枠の範囲内で繰り返し借り入れる場合には、利用残高に応じて、返済期間、返済回数は変動する。 ＜返済例＞ 借入額５万円、元利定額返済・毎月返済額１万円、実質年率15.0％の場合、 ７ヵ月・７回※。 ※６回目・７回目の返済額は１万円未満	一般会員‥実質年率15.0％ ゴールドカード会員‥実質年率15.0％
キャッシング一括	元利一括返済	21日～56日（但し暦による）・１回	実質年率15.0％

※担保・保証人‥不要

第３章【その他の条項】

第28条（期限の利益の喪失）

1. 会員は、次のいずれかに該当する場合には、一切の未払債務について期限の利益を喪失し、直ちにその金額を支払うものとします。
   (1) リボルビング払い、分割払い、２回払いまたはボーナス一括払いの債務の履行を遅滞し、当行から20日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払わなかったとき。
   (2) 虚偽の申告をしたことが判明したとき。
   (3) 本規定の定める事項の１つにでも違反したとき。

⑷ カードの改ざん、不正使用等当行がカードの利用を不適当と認めたとき。
⑸ 住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由によって、当行に会員の所在が不明となったとき。
⑹ 支払を停止したとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
⑺ 破産または民事再生手続開始の申立があったとき。
⑻ 本会員または家族会員の預金について仮差押、保全差押、差押の命令、通知が発送されたとき。
⑼ 当行の発行する他のカードを所持している場合において、その１枚のカードにつき上記⑵から⑸までに記載した事項のいずれかに該当したとき。

2. 前項の定めにかかわらず日本国内外のキャッシングサービスの期限の利益の喪失は、利息制限法第１条第１項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

第29条（損害金等）

1. 本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の期限の利益を喪失したときは、当該債務残高（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、年14.6％を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いに係る債務については分割支払金の合計の残金金額（付利単位100円）に対し期限の利益喪失の日の翌日から完済の日まで、法定利率を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の場合を除き、本会員は、カードのショッピング利用に係る債務の支払金の支払いを遅延したときは、当該支払金（付利単位100円）に対し支払期日の翌日から完済の日まで、年14.6％を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、分割払い、２回払いおよびボーナス一括払いの支払分に対する遅延損害金は、分割支払金の合計の残金金額（付利単位100円）に対し法定利率を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した額を超えないものとします。
3. キャッシングサービスのうち、キャッシング一括は、年20.00%を乗じた額。また、キャッシングリボは、年20.00%を乗じた額。

第30条（カード利用の一時停止等）

1. 当行は、会員が利用枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用枠以内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外預金引出しサービスの全部またはいずれかの利用を一時的にお断りすることがあります。
2. 当行はカードおよびカード情報の第三者による不正使用の可能性があると当行が判断した場合、会員への事前通知なしに、カード

ショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外預金引出しサービスの全部またはいずれかの利用を保留またはお断りすることがあります。

3. 当行は、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードショッピング、キャッシングリボ、キャッシング一括および海外預金引出しサービスの全部またはいずれかを一時的に停止し、もしくは、加盟店や現金自動預払機（以下「ＡＴＭ等」という）等を通じてカードの回収を行うことができます。加盟店からカード回収の要請があったときは、会員は異議なくこれに応ずるものとします。
4. 当行は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、キャッシングリボ、キャッシング一括、海外預金引出しサービスの利用を停止することができるものとします。
5. 当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当行が必要と認めた場合には、会員に、当行が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行なわれていないと認められる国又は地域においてはカードの利用を制限することができるものとします。

第31条（会員資格の取消）

1. 当行は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他当行において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取消すことができるものとします。
   (1) カード、ローン等の申込に際し、氏名、住所、勤務先、年収、家族構成等、会員の特定、信用状況の判断に係る事実について虚偽の申告をした場合。
   (2) 本規約のいずれかに違反した場合。
   (3) カード利用代金等当行に対する債務の履行を怠った場合。
   (4) 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当若しくは不審があると当行が判断した場合。
   (5) 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合。
   (6) 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、および次の①から②のいずれかに該当した場合
   ①自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
   ②暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   (7) 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合
   ①暴力的な要求行為　②法的な責任を超えた不当な要求行為
   ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を

毀損し、または、当行の業務を妨害する行為
⑤その他前記①から④に準ずる行為
⑻ 会員に対し第10条第４項または第30条第５項の調査等が完了しない場合や会員がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合
⑼ 会員が、本会員として当行から複数のカードを貸与されている場合、他のカードについて上記⑴から⑻に記載した事項のいずれかに該当する事由が生じたとき
⑽ 付帯されている保険サービスについて解除の申し出をした時は、当該会員から退会の申し出がなされたものとみなします。

2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
3. 会員資格を取消されたときは、当行が必要と認めた場合には、本会員は速やかにカード等の当行から貸与された物品を当行に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当行に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
4. 当行は、会員資格の取消を行った場合、カードの無効通知並びに無効登録を行い、加盟店等を通じてこれらの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からこれらの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当行に返還するものとします。
5. 本会員は会員資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。

第32条（退会等）

1. 本会員が任意に退会する場合、当行所定の書面を利用口座のある店舗に提出するものとします。なお、家族会員だけの退会の場合においても、本会員が届出るものとします。
2. 利用口座を任意に解約したとき、また本会員につき相続が開始したときは、本規定による契約は終了します。
3. 会員が第28条の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等を要せず、本規定による契約を解除することができるものとし、会員はカード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。
4. 会員が次の各号の事由のいずれかに該当するときは、当行は会員への通知催告等により本規定による契約を解除することができるものとし、会員はカード利用により当行に対して負担した一切の債務を直ちに支払うものとします。
⑴ 当行に対する債務の１つにでも期限に履行しなかったとき。
⑵ その他当行が債権保全を必要とする相当の事由が生じたと認めたとき。
5. 第９条に定めるカードの有効期限到来後、当行から新たなカードが貸与されなかったときは、本規定による契約は終了します。
6. 会員は退会または本規定による契約が終了したときは、本規定に定める当行に対する一切の債務を直ちに支払うものとします。
7. 退会後または本規定による契約の終了後に当該カードの利用により生じた損害については、すべて会員の負担とします。

8. 契約終了後の債務は支払方法によらず一括請求とします。

第33条（当行からの相殺）

1. 会員が本規定に定める当行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と会員の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当行は相殺することができるものとします。この場合、当行は事前の通知および所定の手続を省略し会員にかわり諸預け金を払戻し、債務の弁済に充当することができるものとします。
2. 前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。ただし、期限未到来の預金等の利息は期限前解約利率によらず約定利率により年365日の日割計算とします。また外国為替相場については、当行の相殺実行日の相場を適用するものとします。

第34条（会員からの相殺）

1. 会員は、相殺計算をする７営業日前までに当行に通知することにより、弁済期にある預金その他債権とこの取引による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、当行所定の手続きをとるものとし、また相殺した預金その他の債権の証書、通帳は直ちに当行に提出するものとします。
2. 前項により相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺実行の日までとし、利率・料率は預金規定等によるものとします。また外国為替相場については、当行の相殺実行日の相場を適用するものとします。

第35条（当行からの充当指定）

当行が相殺をする場合、会員の当行に対する債務全額を消滅させるに足らないときは、特に通知せず当行が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。ただし、リボルビング払いの支払停止の抗弁に係る債務については割賦販売法第30条の５の規定によるものとします。

第36条（会員からの充当指定）

1. 会員から返済または相殺をする場合、この取引による債務のほかに債務があるときは、会員はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、当行が債権保全上支障が生じるおそれのあるときには指定できません。
2. 会員から指定がないときは当行が指定することができ、この場合、当行が指定する債務について期限未到来の債務があるときは、期限が到来したものとします。

第37条（成年後見人等の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の開始または任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに成年後見人または任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出るも

のとします。
2. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときは、前項と同様に届出るものとします。
3. 前２項の届出事項について、変更または取消等が生じたときにも同様に届出るものとします。
4. 前３項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

第38条（業務の委託）

当行は、カードに関する業務およびその他会員サービスに関する業務の一部またはすべてを個人情報の保護措置を講じたうえで、三井住友カード株式会社、株式会社バンクカードサービスおよびその他の企業に委託できるものとします。

第39条（費用負担）

会員は、振込にて債務を支払う場合の金融機関の振込手数料、本規定に基づく費用・手数料等に課される消費税その他の公租公課および公正証書作成費用等債権の保全または実行のために要した費用を負担するものとします。

第40条（外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用）

日本国外でカードを利用する場合、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等による必要が生じた場合は、当行の請求に応じ、必要書類を提出するものとし、また国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じるものとします。

第41条（準拠法）

会員と当行との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第42条（合意管轄）

本規定による取引に関して会員と当行との間に訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または利用口座のある店舗の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第43条（規定の変更）

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
2. 前項による本規定の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第44条（規定の適用）

本規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座の場合は総合口座取引規定）、おきぎんＩＣキャッシュカード規定、おきぎん生体認証規定およびデビットカード取引規定により取扱います。

【お問合せ・相談窓口】

1. 商品・サービス等についてのお問合せは、カードをご利用された加盟店までお願いします。
2. 個人情報の開示、訂正、削除等に関するお問合せや利用・提供中止、およびダイレクトメール等による宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出、その他のご意見の申し出に関しては、当行の「お客さま相談室」までお願いします。
   ＜沖縄銀行お客さま相談室＞
   フリーダイヤル　0120－332－141
3. 本規約についてのお問合せ、ご相談および支払停止の抗弁に関する書面については、当行営業推進部におたずねください。
   ＜沖縄銀行営業推進部＞
   TEL　098－869－1039
   〒900－8651　沖縄県那覇市久茂地３丁目10番１号
4. カード紛失・盗難に関するご連絡は下記のVJ紛失・盗難受付デスクまでお願いします。
   ＜ＶＪ紛失・盗難受付デスク＞
   フリーダイヤル　0120－919456
   ※上記番号がつながりにくい場合は、下記番号をご利用ください。
   東京　03－5392－7303
   大阪　06－6445－3530

以　上

個人情報の取扱いに関する重要事項

本重要事項は、おきぎんＶＩＳＡカード会員規定（以下「本規定」という。）の一部を構成します。

第１条（個人情報の収集、保有、利用、預託、提供）

会員、入会申込者（以下併せて「会員等」という。）は、当行が、会員等の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）に関し、保護措置を講じた上で次の取扱いをすることに同意します。

1. 当行が本規定および入会申込書等を含む当行との取引の与信業務（途上与信を含む。）および債権管理業務（以下「与信関連業務」という。）、ならびに次の利用目的の達成に必要な範囲で、次項記載の個人情報を収集、保有、利用すること。
   (1) クレジットカード発行やカード付帯サービス等の申込の受付
   (2)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）に基づくご本人さまの確認等
   (3) 金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認
   (4) 入会審査等や継続的なご利用等に際しての判断
   (5) 利用代金決済等における期日管理等、クレジットカード発行後の管理
   (6) カード付帯サービス等を含むカード機能の履行
   (7) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発
   (8) ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案
   (9) 提携会社等の金融商品やサービスの各種ご提案

   なお、上記のカード付帯サービスの内容については、当行所定の方法（ホームページへの掲載、最寄りの支店窓口でのポスター掲示等）によってお知らせします。
2. 当行が前項記載の利用目的のため、次の個人情報を収集、保有、利用すること。
   (1) 氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、収入等の情報および当行届出電話番号の過去５年間の有効性(通話可能か否か)に関する情報
   (2) 入会申込時に届け出た事項
   (3) 本契約に関する申込日、契約日、利用可能額、契約終了の有無等の契約内容
   (4) クレジットカード番号
   (5) カード利用状況
   (6) カード利用場所
   (7) 決済情報（延滞情報等を含む。）
   (8)「犯罪収益移転防止法」で定める書類等の記載事項

第２条（個人信用情報機関への照会、登録および利用）

会員等は、当行が会員等の第１条第２項(1)(3)(5)(7)の個人情報について保護措置を行ったうえで次の取扱いをすることに同意します。

1. 当行が与信関連業務をするにあたり、当行が加盟する後記第４項

記載の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）に会員等の信用情報が登録されている場合には、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、これを利用すること。

2. 当行は、本規定により発生した客観的な取引事実に基づく個人信用情報を当行が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録すること、また登録した情報を当該個人信用情報機関の加盟会員ならびに当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために利用すること。

登録情報	登録の期間		
	全国銀行個人信用情報センター	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間		
②本規定等に係る申込みをした事実	当行が利用した日から１年を超えない期間	当行が照会した日から６ヵ月間	当行が照会した日から６ヵ月間
③本規定等に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から５年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年以内	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了日（完済していない場合は完済日）から５年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年間	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	－	－	譲渡日から１年以内
⑥不渡情報	第１回目不渡は不渡発生日から６ヶ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から５年を超えない期間	－	－
⑦登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	－	－
⑧本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から５年を超えない期間	－	－

（注１）上記①の住所の全国銀行個人信用情報センターへの登録情報には、本人への郵便不着の有無等を含みます。

（注２）申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

（注３）上記「本規約に係る客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

3. 前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されること。
4. 当行が加盟する個人信用情報機関
当行が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関が開設しているホームページに掲載されています。

【当行が加盟する個人信用情報機関】
○名　　称：全国銀行個人信用情報センター
所 在 地：〒100－8216　東京都千代田区丸の内1－3－1
電話番号：03－3214－5020
ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
（建物建替えのため、平成32年度まで東京都千代田区丸の内２－５－１に仮移転しております。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。）
○名　　称：株式会社シー・アイ・シー
（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
所 在 地：〒160－8375　東京都新宿区西新宿1－23－７
新宿ファーストウエスト
電話番号：0120－810－414
ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp
○名　　称：株式会社日本信用情報機構
所 在 地：〒101－0042　東京都千代田区神田東松下町41－1
電話番号：0570－055－955
ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp
※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
※全国銀行個人信用情報センター、株式会社シー・アイ・シー、並びに株式会社日本信用情報機構は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（ＣＲＩＮ）を構築しています。
※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では行いません）。

第３条（繰上返済時の残高の開示）
本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてＡＴＭ等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）を行う場合、当行が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。

第４条（利用中止の申出）

会員は、第１条第１項の同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、当行に対しその中止を申出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第８条記載の窓口にご連絡下さい。

第５条（個人情報の開示、訂正、削除）

1. 会員等は、当行および第２条で記載する個人信用情報機関等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
   ⑴ 当行に開示を求める場合には、第８条記載のお問合せ・相談窓口または最寄りの支店にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。
   また、開示請求手続きにつきましては、当行所定の方法（ホームページへの掲載、最寄りの支店窓口でのポスター掲示等）によってもお知らせしております。
   ⑵ 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第２条記載の個人信用情報機関に連絡してください。
2. 開示請求により、個人情報の登録内容に誤りがあることが判明したときには、会員等は、当行に当該情報の訂正または削除の請求ができるものとし、当行は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第６条（個人情報の取扱に対する不同意）

1. 当行は、会員等が入会申込書本契約に必要な事項の記入を希望しない場合、または第１条および第２条の内容の全部または一部に同意しない場合は、入会を断ること、退会の手続きをとることができるものとします。
2. 第１条第１項⑻に同意いただけない場合でも、これを理由に当行が本契約の締結を断ることはありません。ただし、当行の商品、サービス等の提供が受けられない場合があることを会員等は承認するものとします。

第７条（退会後または会員資格取消後の場合）

おきぎんＶＩＳＡカード会員規定第32条に定める退会の申し出または同規定第31条に定める会員資格の喪失後も、第１条第１項に定める目的および開示請求等に必要な範囲内で、法令等または当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第８条（個人情報の取扱いに関するお問合せ・相談窓口）

個人情報の開示、訂正、削除等に関するお問合せや利用・提供中止、およびダイレクトメール等による宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出、その他のご意見の申し出に関しては、当行の「お客さま相談室」（フリーダイヤル0120－332－141）までお願いします。

第９条（同意条項の変更等）

1. 本同意条項の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
2. 前項による本同意条項の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第10条（本契約が不成立の場合の入会申込の事実利用）

本契約が不成立となった場合、または当行が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は承認をしない理由のいかんを問わず、第１条および第２条に基づき一定期間保有、利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

【反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意】

私（本会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の１に規定する暴力団員等もしくは１の各号のいずれかに該当し、もしくは２の各号のいずれかに該当する行為をし、または１に基づく表明･確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、または通知によりこのカード取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい私の責任といたします。

1. 貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等､社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の⑴から⑵のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

⑴ 自己、自社もしくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

⑵ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

2. 自らまたは第三者を利用して次の⑴から⑸までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

⑴暴力的な要求行為　⑵法的な責任を超えた不当な要求行為
⑶取引に関して､脅迫的な言動をし､または暴力を用いる行為
⑷風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または、貴行の業務を妨害する行為　⑸その他前記⑴から⑷に準ずる行為

海外預金引出しサービス利用特約

第１条（海外預金引出しサービスの内容）

海外預金引出しサービス（以下「海外キャッシュサービス」といいます。）は、おきぎんＶＩＳＡカード（以下「カード」といいます。）の本会員･家族会員が、日本国外で現地通貨により利用口座から預金の払戻しを受けることができるサービスです。

第２条（海外キャッシュサービスの適用）

海外キャッシュサービスは、おきぎんＶＩＳＡカード会員規定第２条第１項に定める種類のカードを貸与された会員に適用します。

第３条（海外キャッシュサービスの取引を行う目的、利用方法、利用できる支払機等）

1. 本会員は、自らまたは家族会員を代理人として、日本国外において、海外キャッシュサービスとして別途定める方法により、海外キャッシュサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを取引を行う目的として当行から現金を借り受けることができます。ただし、本会員が個人事業主の場合、生計費資金および事業費資金とすることを取引を行う目的とします。なお、家族会員が現金を借り入れた場合、当該家族会員は本会員の代理人として現金を借り受けて受領したものとみなします。
2. 海外キャッシュサービスは、日本国外に設置されたVISA International Service Association（以下「VISA International」といいます。）または「ＰＬＵＳ」に加盟する金融機関またはクレジット会社が設置し、指定している現金自動支払機（現金自動入払機を含みます。以下「海外支払機」といいます。）により受けることができます。なお、海外支払機の利用方法等は、それぞれの支払機設置先の定めによります。

第４条（利用枠）

1. 海外キャッシュサービスの利用枠は、ショッピング利用枠の範囲内で当行が定める金額とします。なお、海外キャッシュサービス利用による未決済額および日本国外におけるキャッシングサービス利用による未決済額があるときは、利用枠からこれら未決済額を除いた額とします。
2. 海外キャッシュサービス１回あたりの利用可能額は、VISA InternationalまたはVISA Internationalに加盟・提携する金融機関、クレジット会社の定める額とします。

第５条（手数料）

1. 海外キャッシュサービスの利用にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。また、支払機利用手数料については、当該支払機を設置している金融機関、クレジット会社の定めによります。
2. 前項の手数料は、第６条第１項による引落しと同時に引落します。

第６条（本サービスの支払方法等）

1. 海外キャッシュサービスによる日本国外での払戻しにかかる利用口座からの引落しは、VISA Internationalの処理日の３営業日後を支払日とし、通帳および払戻請求書なしで利用口座から自動引落しの方法により支払うものとします。
2. 前項の支払いについては、引出し現地通貨額をVISA InternationalまたはVISA Internationalに加盟・提携する金融機関またはクレジット会社が定める時期ならびに為替相場に基づき円貨に換算した金額を引落すものとします。
3. 日本国外における支払機によるキャッシングサービスの請求が当行にあったときは、当行は海外キャッシュサービスの利用があったものとして前２項に基づき処理するものとします。
4. 海外キャッシュサービス利用による請求と弁済期の到来しているおきぎんＶＩＳＡカード会員規定に定める他のサービス利用による債務の合計額が利用口座の残高不足等により引落しできないときは、そのいずれに充当するかは当行の任意とします。ただし、海外キャッシュサービス利用による請求と弁済期の到来している他のサービス利用による債務のいずれについても充当できないときは、その請求および債務の一部の自動引落しはいたしません。

第７条（引落し不能時の取扱い）

第５条第１項および第６条第２項の合計額が利用口座の残高不足等により引落しできないときは、海外キャッシュサービス利用による請求の自動引落しの取扱いはなかったものとし、かわりにその全額について、日本国外におけるキャッシングサービスを行ったものとして取扱います。なお、この場合の手数料は、第５条にかかわらずおきぎんＶＩＳＡカード会員規定第25条第５項に定める手数料をいただきます。

第８条（サービスの停止）

おきぎんＶＩＳＡカード会員規定第30条によるサービスの停止がなされたときは、海外キャッシュサービスを利用することはできません。

第９条（解約等）

海外キャッシュサービスの解約等については、おきぎんＶＩＳＡカード会員規定第32条によるものとします。
なお、利用口座を解約したとき、またはカードを退会したときは、本特約による契約は終了します。

第10条（規定の適用）

本特約に定めのない事項については、おきぎんＶＩＳＡカード会員規定によるほか、普通預金規定（総合口座規定）、おきぎんＩＣキャッシュカード規定、おきぎん生体認証規定およびデビットカード取引規定により取扱います。

以　上

おきぎんVISAカード保証委託約款

第１条（委託の範囲および契約の成立）

1. おきぎんＶＩＳＡカード（以下、「カード」といいます。）の会員または入会申込者（以下総称して「会員等」といいます。）が、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」といいます。）に委託する債務保証の範囲は、株式会社沖縄銀行（以下「当行」といいます。）の定める「おきぎんＶＩＳＡカード会員規定（以下「会員規定」といいます。）」に基づき、会員が当行に対し負担するおきぎんＶＩＳＡカード利用による一切の債務、損害金その他一切の債務の全額とします。ただし、保証会社が実際に保証する範囲、条件および方法は保証会社と当行との間に締結されている保証契約によるものとし、会員等は、保証契約で保証の範囲が限定されても異議ないものとします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認めた後、会員等がカードを受領した時点で成立するものとします。
3. 会員等が保証会社の保証を得て、カードを利用するについては、本約款のほかカード会員規定の各条項を遵守し、期日には遅滞なく債務を弁済するものとします。

第２条（調査及び報告）

会員等は、保証会社から会員等の資産、収入、信用状況等について調査、説明を求められたときは、直ちにこれに応じ書類作成、諸手続実行等協力するものとします。会員は、その資力、信用等に著しい変動が生じたとき、または生じるおそれがあるときは遅滞なく保証会社に通知しその指示に従うものとします。

第３条（保証債務の履行）

会員は、会員が会員規定及びその特約事項等に従い支払いをしないとして、保証会社が当行から保証債務の履行を求められたときは、会員に対して事前の通知、催告なく、保証会社と当行との保証契約に基づいて保証債務を履行されることに同意するものとします。

第４条（求償権の範囲）

会員は、保証会社の会員に対する下記各号に定める求償権およびその関連費用について弁済の責任を負い、遅滞なく保証会社に支払うものとします。

⑴ 前条による保証会社の代位弁済額。
⑵ 保証会社が保証債務の履行のために要した費用の総額。
⑶ 保証会社が弁済した翌日から年14.6％の割合（年365日（閏年は366日）の日割計算）による遅延損害金。
⑷ 保証会社が前記各号の金額を請求するために要した費用の総額。

第５条（弁済の充当順序）

会員の弁済した金額が、保証会社に対する債務の全額を消滅させ

るに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ないものとします。

第６条（求償権の事前行使）

1. 会員が次の各号の１つにでも該当し、求償権の保全に支障が生じまたは生じるおそれがある時は、保証会社が第３条の保証債務履行前に第４条に定める求償権の全額を会員に行使することに同意するものとします。
   (1) 保証会社および当行に対する債務の１つでも期限に弁済せずまたは取引規定の１つにでも違反したとき。
   (2) 仮差押、仮処分もしくは差押の通知または破産、競売、民事再生手続開始の申立をしたときまたは受けたとき。
   (3) 手形交換所から不渡処分を受けたとき。
   (4) 租税、公課を滞納して督促を受けたときまたは保全差押を受けたとき。
   (5) 支払いを停止したとき。
   (6) 会員規定に基づき退会もしくは会員資格の取消を受けたとき。
   (7) その他保証会社が債権保全のため必要と認めたとき。
2. 保証会社が前項により求償権を行使する場合には、会員は原債務に担保があると否とを問わず求償に応じるものとし、原債務の免責請求や担保提供の請求並びに求償債務の賠償義務を免れるための供託もしくは担保の提供は執らないものとします。また保証会社が債権保全のため必要と認めた時は、直ちに保証会社の承認する担保を差入れるものとします。

第７条（公正証書の作成）

会員は、保証会社から請求があるときはこの契約による債務の履行につき直ちに強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続を執るものとします。

第８条（費用負担）

保証会社が第３条の保証債務の履行によって取得した権利の保全もしくは行使に要した費用およびこの契約から生じた一切の費用は会員が負担するものとします。

第９条（合意管轄）

会員は、この約款に関しての訴訟、調停および和解については会員の住所地及び保証会社の本社、支社、支店または営業所所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第10条（保証契約の改定）

1. 本約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
2. 前項による本約款の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。

3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第11条（保証の打ち切り）

1. 会員は、保証会社が会員の信用状況が悪化したと判断した場合、保証会社と当行との保証契約が終了した場合、その他保証会社が適当と判断した場合、この約款にかかわらず保証会社が何ら通知なく新たな保証をしない場合があることに同意するものとします。会員は、保証会社が事後に保証の打ち切りを会員に通知をする場合であっても、打ち切りの理由を開示しないことに異議ないものとします。
2. 会員が、保証会社の保証の打ち切りにより、期限の利益の喪失や会員資格の喪失等の不利益を被ったとしても、保証会社は会員に対し一切責任を負わないことに同意するものとします。

第12条　（届出事項）

1. 会員は、氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに当行に書面によって届出をし、当行は変更内容を保証会社に通知するものとします。
2. 前項で届出があった住所宛に保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとします。

個人情報の取扱いに関する同意条項

本同意条項は、おきぎんＶＩＳＡカード保証委託約款（以下「保証約款」という。）の一部を構成します。

第１条（保証会社における個人情報の収集、保有、利用等）

会員等は、三井住友カード株式会社（以下「保証会社」という。）が、保証約款に基づく保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために下記①と②の個人情報を保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

⑴ 保証依頼時に会員等がおきぎんＶＩＳＡカード保証依頼書（兼保証委託契約書）に記入し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、勤務先等の情報（以下総称して「氏名等」という。）、保証約款に基づき届出られた情報および電話等での問合せ等により保証会社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という。）

⑵ 官報や電話帳等の公開情報

第２条（個人信用情報機関への登録・利用）

1. カードの本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という。）は、保証会社が保証約款に係る取引上の判断にあたり、保証会社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という。）および加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という。）に照会し、本会員等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む）を本会員等の支払能力に関する調査の目的に限り、利用することに同意するものとします。
2. 本会員等は、⑴加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴含む）が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、⑵登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意するものとします。

3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意するものとします。

【登録される情報とその期間】

登録情報	登　録　の　期　間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報　※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本約款に係る申込みをした事実	保証会社が照会した日から6ヵ月間
③本約款に係る客観的な取引事実　※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内

※1　申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2　上記「本約款に係る客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

【加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号】

○名　　称：株式会社シー・アイ・シー
　　（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）
所 在 地：〒160－8375　東京都新宿区西新宿1－23－7
　　新宿ファーストウエスト
電話番号：0120－810－414
ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp

○名　　称：株式会社日本信用情報機構
所 在 地：〒101－0042　東京都千代田区神田東松下町41－1
電話番号：0570－055－955
ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp

※株式会社沖縄銀行（以下「当行」という。）もしくは保証会社が契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

【提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号】

○名　　称：全国銀行個人信用情報センター

所 在 地：〒100－8216　東京都千代田区丸の内1－3－1
電話番号：03－3214－5020
ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
（建物建替えのため、平成32年度まで東京都千代田区丸の内２－５－１に仮移転しております。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。）

※株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構並びに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（ＣＲＩＮ）を構築しています。
※上記各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関にて行います（当行および保証会社では行いません）。

第３条（個人情報の第三者からの提供）

1. 当行から保証会社に提供される個人情報

⑴ 会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、当行が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

① 会員等のカードの利用に関する申込日、契約日、利用店名、商品名、契約額、支払回数等の利用状況および契約内容に関する情報（以下「契約情報」という。）
② 会員のカード利用残高、支払い状況等、会員規定に基づき発生した客観的取引事実に基づく信用情報
③ 会員等からの電話等で問合せ等により当行が知り得た情報
④ 会員等の当行における預金・投資信託・ローン等の内訳およびその残高情報・返済状況等の取引情報
⑤ 会員等の当行における本人確認情報および与信評価情報
⑥ 会員等の当行における延滞情報を含む返済に関する情報、交渉経緯等の取引および交渉履歴情報
⑦ その他当行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

⑵ 会員等は、第３条１項⑴にある代位弁済前の個人情報を、代位弁済後においても同様、当行が保証会社に提供することに同意するものとします。

第４条（個人情報の第三者への提供）

1. 保証会社から当行に提供される個人情報

会員等は、会員等に関する下記⑴～⑶の個人情報を、当行におけ

る保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より当行に提供されることに同意するものとします。

(1) 保証会社での保証審査の結果に関する情報
(2) 保証会社における保証債権の管理に関する与信評価情報
(3) 当行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

2. 保証会社から債権回収委託、譲渡、証券化等に伴い第三者に提供される個人情報

保証履行に伴う求償債権は、債権回収の委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等の形式で、他の事業者に内容の開示または移転がなされることがあります。会員等は、その際会員等の個人情報が当該債権の回収委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等のために必要な範囲で、金融機関、債権管理回収会社、その他金融業務・債権回収業務を営むもの、または特定目的会社等に提供され、債権管理や回収等の目的のために利用されることに同意するものとします。

第５条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、保証会社、信用情報機関に対して個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

(1) 保証会社に開示を求める場合には、第９条記載の窓口に連絡するものとします。保証会社は開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細を回答するものとします。また、開示請求手続は、保証会社所定の方法（インターネットの保証会社ホームページへの常時掲載）でもお知らせします。
(2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第２条記載の連絡先へ連絡するものとします。

2. 開示請求により万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第６条（会員契約が不成立の場合）

保証契約が不成立の場合であっても会員等が保証を依頼した事実は、第２条に基づき当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはないものとします。

第７条（保証約款等に不同意の場合）

保証会社は、会員等が保証委託に必要な記載事項の記載を希望しない場合および保証約款の内容の全部または一部を承認できない

場合、保証をお断りする場合があります。

第８条（本同意条項の変更）

1. 本同意条項の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
2. 前項による本同意条項の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第９条（個人情報に関する問合せ先）

第５条に定める個人情報の開示・訂正・削除等については、下記に窓口にて受付られます。

＜保証会社の問合せ窓口＞

三井住友カード株式会社　〒105-8011　東京都港区海岸1－2－20
電話番号：03－5470－7622
〒541-8537　大阪市中央区今橋4－5－15
電話番号：06－6223－2966
ホームページアドレス：http://www.smbc-card.com

【反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意】

私（本会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の１に規定する暴力団員等もしくは１の各号のいずれかに該当し、もしくは２の各号のいずれかに該当する行為をし、または１に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、または通知によりこのカード取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい私の責任といたします。

1. 貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の⑴から⑵のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

⑴ 自己、自社もしくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

⑵ 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

2. 自らまたは第三者を利用して次の⑴から⑸までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

⑴ 暴力的な要求行為　⑵ 法的な責任を超えた不当な要求行為

⑶ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
⑷ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または、貴行の業務を妨害する行為　⑸ その他前記⑴から⑷に準ずる行為

おきぎんキャッシュカードサービス規定

第１条（カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行した貯蓄カード（以下これらを「カード」という。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

⑴ 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」という。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」という。）に預入れをする場合。

⑵ 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用して預金の払出しをする場合。

⑶ 当行の自動振込機（振込を行なうことができる現金自動預入払出兼用機を含む。以下「振込機」という。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。

⑷ その他当行所定の取引をする場合。

第２条（預金機による預金の預入れ）

⑴ 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

⑵ 預金機による預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。また、１回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

⑶ 当該預金口座についてカードによる預入れがあった場合には、預入後の残高を表示した受取書として「おきぎんキャッシュカードご利用明細」を発行します。

第３条（支払機による預金の払戻し）

⑴ 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

⑵ 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、１回当たりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。

⑶ 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第５条第１項に規定する自動機利用手数料金額および同条２項に規定する払戻回数超過手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

第４条（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に

従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

第５条（自動機利用手数料）

⑴ 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。

⑵ 支払機または振込機を使用し貯蓄預金の払戻しをする場合（第７条第２項により当行本支店の窓口でカードにより貯蓄預金の払戻しをする場合を含む。）、当該貯蓄預金の払戻し（通帳および払戻請求書の提出による払戻しをを含む。）が毎月１日から月末日までの１か月間に５回をこえるときは、その回数をこえるそれぞれの払戻しについて、貯蓄預金規定に定める払戻し回数超過手数料をいただきます。但し、貯蓄預金Ⅱ型及び新型貯蓄預金については、払戻回数超過手数料は徴求しません。

⑶ 自動機利用手数料または払戻回数超過手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

⑷ 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

第６条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

⑴ 代理人（本人と生計をともにする親族２名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名（署名）、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。

⑵ 代理人カードにより振込の依頼をする場合には振込依頼人名は本人名義となります。

⑶ 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

第７条（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

⑴ 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

⑵ 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。

⑶ 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。

⑷ 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前２項によるほか振込依頼書を提出す

ることにより振込の依頼をすることができます。

第８条（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額または払戻回数超過手数料金額の通帳記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。

また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額と自動機利用手数料金額、払戻回数超過手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

第９条（カード・暗証の管理等）

⑴ 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

⑵ カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

⑶ カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

第10条（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第11条（盗難カードによる払戻し等）

⑴ カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。

② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。

③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

⑵ 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場

合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

⑶ 前２項の規定は、第１項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

⑷ 第２項の規定にもかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。

A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合。

B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合。

C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合。

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合。

第12条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

第13条（カードの再発行等）

⑴ カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

⑵ カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第14条（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第15条（解約、カードの利用停止等）

⑴ 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合

には、そのカードを取引店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

⑵ カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを取引店に返却してください。

⑶ 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第16条に定める規定に違反した場合。

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから５年が経過した場合。

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合。

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第17条（規定の変更）

この規定が変更された場合には、変更後の規定に従います。

第18条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

以　上

おきぎんＩＣキャッシュカード特約

第１条（特約の範囲等）

⑴ この特約は、ＩＣキャッシュカード【従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとしての機能（以下、「ＩＣチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。】を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。

⑵ この特約は、おきぎんキャッシュカードサービス規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約の定めがない事項に関しては、おきぎんキャッシュカードサービス規定が適用されるものとします。

⑶ この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、おきぎんキャッシュカードサービス規定の定義に従います。

第２条（ＩＣチップ提供機能の利用範囲）

ＩＣチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ＩＣキャッシュカード対応自動機等」といいます。）を利用される場合に、提供されます。

第３条（ＩＣキャッシュカードの利用）

おきぎんキャッシュカードサービス規定第１条に定める提携先のうち、一部の払出提携先において、提携先の都合によりＩＣチップ提供機能の利用ができない現金自動支払機または現金自動預入払出兼用機を設置している場合があります。この場合、ＩＣチップ提供機能は利用できません。

第４条（１日あたりの払戻金額）

当行は、当行及び払出提携先の現金自動支払機または現金自動預入払出兼用機を利用した預金払い戻しにおける１日あたりの限度額について、ＩＣチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、ＩＣチップ提供機能を利用しない払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとし、各限度額の範囲内で払戻しができるものとします。

第５条（ＩＣキャッシュカード対応自動機等の故障時の取扱い）

⑴ ＩＣキャッシュカード対応自動機等の故障時には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。

⑵ ＩＣキャッシュカード対応自動機等の障害等により、ＩＣチップ提供機能の利用ができないため本人または第三者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

第６条（ＩＣチップ読取不能時の取扱い等）

⑴ ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応自動機等においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続に従って、す

みやかに当行にキャッシュカードの再発行を申し出て下さい。

(2) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応自動機等においてＩＣチップを読み取ることができないため本人または第三者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

第７条（ＩＣキャッシュカードの利用ができない場合等の取扱い）

ＩＣキャッシュカード対応自動機等の障害やＩＣチップ読取不能等により、ＩＣキャッシュカードの利用ができない場合であっても、キャッシュカードの利用または窓口での取引等を行うことができます。

第８条（利用期限）

(1) ＩＣキャッシュカードの利用期限は５年とし、ＩＣキャッシュカード券面上に西暦（下２桁）で表示した利用期限年および月の月末までとします。

(2) 当行は、前項で定めるＩＣキャッシュカードの利用期限が到来する前に、有効期限を更新した新しいＩＣキャッシュカードを届出住所に送付するものとします。この場合、従来のＩＣキャッシュカードは、本人の責任において廃棄するものとします。

第９条（発行手数料）

(1) ＩＣキャッシュカードの発行、ＩＣキャッシュカードへの切替、および前条のＩＣキャッシュカードの利用期限の到来に伴うＩＣキャッシュカードの再発行にあたっては、当行所定の手数料（以下「発行手数料」といいます。）をお支払いいただきます。

(2) 当行は、発行手数料を上記のＩＣキャッシュカード切替対象口座から、払戻請求書および通帳（通帳不発行方式の場合は払戻請求書および本人を確認できる資料）の提出なしに、当行所定の日に引き落としできるものとします。

(3) 当行所定の期間を経過しても、発行手数料を引き落としできない場合は、当行は、本人へ通知することなしに、当該ＩＣキャッシュカードの利用を解約することができるものとします。

第10条（規定の適用）

本規定の取扱いには、本規定の他、おきぎんキャッシュカードサービス規定が適用されます。ただし、おきぎんキャッシュカードサービス規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

第11条（規定の変更）

(1) ＩＣキャッシュカードの商品内容、手数料などについて、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更することがあります。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上

生体認証特約

第１条（生体認証）

⑴ 生体認証とは、当行との間の銀行取引について本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、おきぎんＩＣキャッシュカード特約に定めるＩＣキャッシュカードの利用の際に、次項に定める生体認証データの照合を行うことにより認証する方式をいいます。

⑵ 生体認証データの照合とは、ＩＣキャッシュカード上のＩＣチップ（以下「ＩＣチップ」といいます。）に当行所定の機器及び操作手順により当行の認めた本人の指静脈パターンを記録し、ＩＣチップに記録された本人の指静脈パターン（以下「生体認証データ」といいます。）と当行所定の照合機に読み取らせた指静脈パターンを照合することをいいます。

⑶ 生体認証を利用することができる当行との間の銀行取引等の取扱いについては原則として第４条に定めるところによります。

第２条（生体認証契約の締結）

⑴ 生体認証契約の締結に当たっては、あらかじめＩＣキャッシュカードの利用申込みが必要となります。

⑵ 生体認証契約の申込みの際は、当行所定の申込書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、生体認証データを記録しようとするＩＣキャッシュカードを添えて当行窓口に提出して下さい。

⑶ 前項の申込みの際は、当行所定の方法により暗証届を提出して下さい。

⑷ 生体認証データの登録は、当行が前２項により提出された申込書及び暗証届の内容を確認した上で、当行所定の方法により行うものとし、生体認証契約は、生体認証データを登録したときから効力が発生するものとします。

⑸ 生体認証契約の締結及び生体認証データの登録に当たっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、生体認証契約をお断りすることがあります。

第３条（取扱窓口の範囲）

⑴ 生体認証データの登録及び削除は、当行所定の方法により当行本支店窓口において取り扱います。

⑵ 生体認証データの照合は、当行所定の方法により端末機並びに生体認証データの照合機能のある現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「ＩＣキャッシュカード対応自動機等」といいます。）において取り扱います。

第４条（生体認証の利用範囲）

生体認証を利用して行うことができる取引等は、ＩＣキャッシュカード対応自動機等による次に掲げる取扱いとします。なお、預

金口座への預金の預入れは、生体認証データの照合を行わずに取扱います。

⑴ 預金口座からの預金の払戻し
⑵ 預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼
⑶ 届出事項の変更、暗証番号の変更
⑷ 残高照会等の各種照会
⑸ 預金口座の解約
⑹ その他当行が必要と認めた場合

第５条（生体認証データの照合）

⑴ ＩＣチップに生体認証データを記録したＩＣキャッシュカードにより、ＩＣキャッシュカード対応自動機等で前条に規定する取扱いを行おうとするときは、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎんＩＣキャッシュカード特約のほか、当行所定の生体認証のための手続に従って下さい。
⑵ 当行は、生体認証データについて、ＩＣキャッシュカード対応自動機等により同一性が認定され、かつ、ＩＣキャッシュカード対応自動機等の操作の際に使用されたＩＣキャッシュカードが、当行が本人に交付したものであること及び入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ、第４条に定める当行所定の取扱いをします。

第６条（生体認証データの登録変更）

⑴ 生体認証データの登録の変更を行う際は、当行所定の届出書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、ＩＣキャッシュカードを添えて当行本支店窓口に提出して下さい。
⑵ 前項の届出があったときは、当行は、ＩＣチップに登録された生体認証データを消去します。
⑶ 前項の生体認証データの消去が完了した後、生体認証データの登録を行って下さい。
⑷ 生体認証データの登録変更の処理が正常に終了しなかった場合、ＩＣキャッシュカード対応自動機等により取り扱いができない場合があります。

第７条（ＩＣキャッシュカードの再発行・事故・使用不能時等の手続）

⑴ 生体認証データを登録したＩＣキャッシュカードの再交付の請求があったときは、生体認証契約が解約されたものとして取り扱います。
⑵ 前項の場合において、生体認証を利用しようとする場合には、あらためて生体認証契約を申込み、新しいＩＣキャッシュカードに生体認証データの登録手続を行ってください。

第８条（生体認証データの照合ができない場合等の取扱い）

⑴ ＩＣキャッシュカード対応自動機等の障害等により、当行がＩＣキャッシュカード対応自動機等で生体認証データの照合により同一性の認定ができなかった場合又は生体認証データの照合

が不可能と判断した場合その他相当の事由がある場合には、当行は、生体認証データの照合を行わず、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎんＩＣキャッシュカード特約により当行所定の取扱いをします。

⑵ ＩＣキャッシュカード対応自動機等の障害等により、生体認証データの照合ができないため本人又は第三者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

第９条（代理人のＩＣキャッシュカード）

⑴ おきぎんキャッシュカードサービス規定第６条（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）の規定により交付された代理人【おきぎんキャッシュカードサービス規定第６条（代理人による預金の預入れ･払戻しおよび振込）の代理人をいいます。】のＩＣキャッシュカードの生体認証契約の締結についても、本規定により取り扱います。

⑵ 前項の場合、本人が同席のうえ（当行がやむを得ないと認めた場合を除きます。）、代理人のＩＣキャッシュカードに代理人の生体認証データを記録します。

⑶ 当行所定の手続により代理人の生体認証データを登録した場合、当行はＩＣキャッシュカードに登録された代理人の生体認証データとの照合を行います。

⑷ 代理人による銀行取引等は、預金口座からの預金の払戻し、預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼、ならびに残高照会等の各種照会、その他当行が必要と認めた場合に限ります。

⑸ 代理人の行為により本人に損害が生じた場合は、その損害は本人が負担するものとし、当行は責任を負いません。

⑹ 代理人のＩＣキャッシュカードの生体認証契約を解約する場合には、第10条の規定に従い、本人から当行所定の届出をしてください。

第10条（生体認証契約の解約）

⑴ 生体認証契約を解約しようとするときは、本人は、当行所定の届出書に必要事項を記入し、記名押印のうえ、ＩＣキャッシュカードを添えて当行に提出して下さい。

⑵ ＩＣキャッシュカードについて、おきぎんキャッシュカードサービス規定第15条（解約、カードの利用停止等）によるカード利用の停止の届出があったとき（同条第２項によるカード利用の停止の届出があったものとして取り扱う場合を含みます。）又は同条第３項によりＩＣキャッシュカードが当行に返却されたとき又はＩＣキャッシュカードが当行に提出されたときは、第１項の届出があったものとして取り扱います。

第11条（規定の適用）

本規定の取扱いには、本規定の他、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎんＩＣキャッシュカード特約が適用されます。ただし、おきぎんキャッシュカードサービス規定、おきぎん

ＩＣキャッシュカード特約と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

第12条（規定の変更）

⑴ 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行の窓口等での改定内容を記載したポスターの掲示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

⑵ 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

【個人情報保護法関連条項】

生体認証の申込者および申込者の代理人は、当行が次の目的のためにＩＣキャッシュカ ード上のＩＣチップに自己の指静脈パターンを記録・保管することに同意します。

⑴ 生体認証データは、当行所定の機器により、申込者またはその代理人の指静脈パターンとＩＣチップ上の指静脈パターンを照合することにより、当行との間の銀行取引について当行が本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。

⑵ 生体認証を利用して行う取引等は、ＩＣキャッシュカード対応自動機等による次に掲げる取扱いとします。ただし、代理人による銀行取引等は、次に掲げる取扱いのうち、預金口座からの預金の払戻し、預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼、ならびに残高照会等の各種照会、その他当行が必要と認めた場合に限ります。

① 預金口座からの預金の払戻し
② 預金口座からの振替による振込資金の払戻しおよび振込の依頼
③ 届出事項の変更、暗証番号の変更
④ 残高照会等の各種照会
⑤ 預金口座の解約
⑥ その他当行が必要と認めた場合